

住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、当該給付金を支給できるように対象範囲を拡大し、求職要件や受給中の義務を緩和しました。

令和2年4月30日（木）から当分の間は、下記の取扱いとなります。

1 対象となる方

- ① 離職、廃業後2年以内の方
- ② 給与等収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

2 支給額の目安

- ① 単身世帯：32,200円
- ② 2人世帯：39,000円
- ③ 3人～5人世帯：41,800円

3 支給期間

3ヵ月以内（求職活動等を誠実に行っている場合は3ヶ月延長可能。最長9ヵ月まで）

4 支給方法

賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介業者等への代理納付

5 要件

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること
- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

世帯 人数	収入の基準 (申請する月)	預貯金等基準額 (世帯全員分)	支給額 (上限額)
1人	113,200円以下	486,000円以下	32,200円
2人	163,000円以下	744,000円以下	39,000円
3人	200,800円以下	954,000円以下	41,800円
4人	238,800円以下	1,000,000円以下	41,800円
5人	276,800円以下	1,000,000円以下	41,800円

6 受給中の義務

支給対象の方は、月に1度、自立相談支援機関に対し、メール、FAX、郵送等により、「求職活動状況報告書」を提出する必要があります。

7 その他

住居確保給付金の申請には、自立相談支援事業の利用が必要です。

収入要件、資産要件等があります。詳しくは「生活相談センター」へご確認ください。

8 お問合せ先

生活相談センター（多治見市社会福祉協議会）

〒507-0041 多治見市太平町2丁目39番地の1 総合福祉センター3階

TEL：0572-24-3502（直通）